産業廃棄物処理時の電子マニフェスト運用について

当社は、元請として産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際に使用している産業廃棄物管理票(マニフェスト)は電子マニフェストでの運用と定めています。

<電子マニフェストの概要>

電子マニフェストとは、1988年(平成10年)から運用開始された、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにマニフェスト情報を登録・報告する制度(以降JW-NETという)でありマニフェスト伝票の管理の簡素化(照合押印作業の簡素化及びマニフェスト保管不要)と各行政に対して毎年行っている産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出免除(JW-NETが報告)、紛失や記入ミスなど法律違反のリスクを回避できる制度である。

当社では事務処理作業の削減を目的とし、JW-NETに加入したうえで、㈱リバスタで運営している『イーリバース』に加入しております。

電子マニフェストの運用については『イーリバース』加入が望まれますが、収集運搬及び処分会社においてJW-NETへの加入を条件と致します。

未加入等の場合は委託できなくなる可能性ありますのでご注意願います。

<各システムの概要及び入会案内のリンク先>

①当社加入のシステム

イーリバース (e-reverse)

②電子マニフェスト運用時の必須加入

JW-NET

問い合わせ先

本社メンテナンス業務部 業務管理課 中島

TEL 024-935-1560